使用許可証再交付の手続きに必要な書類について

（１）手続きに必要な書類

① 使用許可証再交付申請書（押印は不要です。）
② 手数料　３００円
③ ○ 本人確認書類（原本）（郵送申請の場合、コピーで結構です。）
　○ 使用者以外が申請する場合は、使用者ご本人が記載した委任状と受任者の本人確認書類（原本）
　顔写真のついていない本人確認書類については、２種類提示してください。
　（例：資格確認書、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類）

その他の書類については、下記までお問い合わせ下さい。
※使用者がお亡くなりの場合には、名義変更が必要になります。
名義変更必要書類もご確認いただき、同時に申請いただきますようお願いいたします。

（２）注意点

① 提出書類が不足する場合は、申請書一式を受理することはできません。
　不足書類が揃った時点で全ての書類を受理いたします。
② 申請受付窓口は市役所本庁舎４階　環境保全課霊園管理係窓口のみです。
　船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル５階）・各出張所・各連絡所では受付できません。

（３）手続きを郵送で行う場合

① 上記（１）①～③の必要書類
② １４０円分の切手
③ 手数料分の定額小為替（郵便局にて購入して下さい。）
　以上を同封し郵送願います（定額小為替は発行日から６ヶ月以内で無記名のもの）。

送付先及び問い合わせ
〒２７３－８５０１
船橋市湊町２丁目１０番２５号
船橋市役所　環境保全課　霊園管理係
℡　０４７－４３６－２４０２